

ペット（犬）飼育のための都市環境整備に関する市町村意識調査分析

— 東海三県の各市町村を事例として —

大同大学大学院 学生員 ○赤塚 健人
 大同大学工学部 正会員 嶋田 喜昭
 大同大学工学部 正会員 舟渡 悦夫

1. はじめに

わが国のペット（犬猫）飼育数は、図-1 に示すように今や子供の数を上回っており、今後もこの傾向が続くものと予想される。わが国も欧米諸国と同等のペット飼育率になってきているが、相対的にペット飼育が考慮された都市環境の整備は遅れており、その検討が重要となっている。

筆者らは、これまで名古屋市周辺の住民を対象とした意識調査を実施し、ペット飼育（特に犬）のための政策やペット関連施設整備の必要性等に関する住民の意識を把握した。¹⁾ここでは、その結果を基に、今後自治体の対応が求められる事項に関して、各市町村の意識を把握することを目的としている。なお、東海三県の132市町村を調査対象とした。

2. 市町村意識調査の実施と結果

(1) 調査概要

2008年12月に、愛知県61、三重県29、岐阜県42の計132市町村を対象にペット飼育のための施設整備に関するアンケートを実施した。各市町村の総務課へアンケート票を送付し、設問ごとに担当の部局・課にて回答してもらい、郵送により回収を行った。その結果、99市町村から有効票を回収し、有効回収率は75%であった。

なお、各設問の回答においては、それぞれ市町村の部・課が多岐にわたっており、ペット飼育に関わる事項が広範囲に及ぶことがうかがえる。

(2) ペット同伴での公園利用について

ペット（犬）同伴での公園利用における問題の有無について聞いた結果、8割以上の市町村で「問題がある」という回答を得た。しかし、市・町村別にみると「問題あり」との回答は市の方に多く、有意差がみられる。また、問題の内容について、上位二つまで聞い

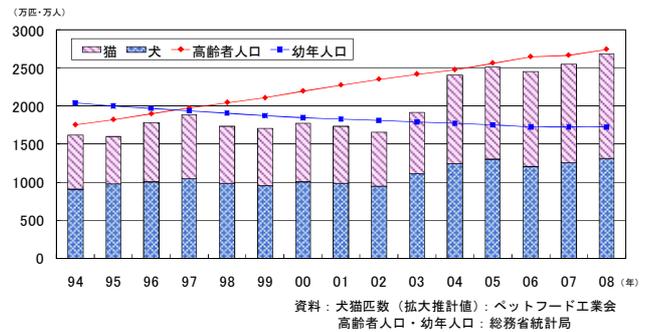


図-1 犬猫飼育数と高齢者・幼年人口の推移

表-1 公営のドッグラン（名古屋市からの回答）

施設名	庄内緑地公園ドッグラン	金城ふ頭中央緑地ドッグラン (財)名古屋港緑地保全協会 NPO法人ドッグ・レクリエーション協会	大高緑地ドッグラン
運営管理	-	-	大高緑地管理事務所
料金	無料	無料	無料
平均利用者数	94人/日(H19年度)	-	-
整備理由	公園利用者に対する安全確保のため	-	-
備考(面積)	1100㎡ (大型犬用エリア800㎡, 小型犬用エリア300㎡)	約1500㎡ (大エリア1200㎡, 小エリア130㎡)	約1150㎡ (ひろば1:900㎡, ふれあいひろば:250㎡)

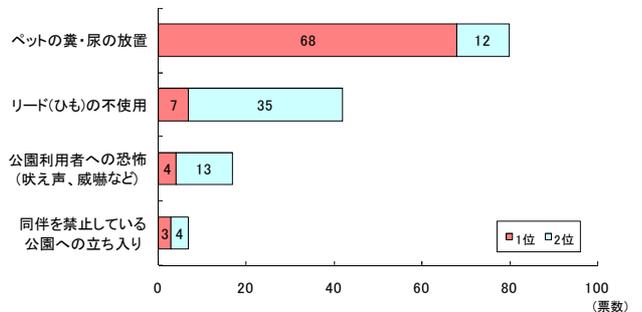


図-2 ペット同伴での公園利用における問題 (n=146)

た結果を図-2 に示す。1位には「ペットの糞・尿の放置」が圧倒的に多く、2位には「リード（ひも）の不使用」が多くなっている。したがって、飼い主のマナーやモラルの問題に帰着するといえる。

ここで、各市町村のドッグラン（犬専用広場）の整備状況について聞いた結果、公営のドッグランは名古屋市に3箇所整備されているのみであった。民営のドッグランについては、各市町村では全て把握しきれていないとのことだが、(有)ドギーエンタープライズ・ジャパン²⁾によると、2009年3月時点でペットショップやドッグカフェなどと併設された狭義のドッグラン

キーワード ペット飼育, 意識調査, ドッグラン
 連絡先 〒457-8532 愛知県名古屋市南区白水町40 大同大学 工学部 都市環境デザイン学科 TEL052-612-5571

を含めて愛知県に 27 箇所、岐阜県に 13 箇所、三重県に 8 箇所存在しているとのことである。表-1 に名古屋市における公営のドッグランの概要を示す。

(3) ドッグラン整備の意向について

各市町村のドッグラン整備の新設（追加）計画の有無ならびに今後の整備意向について聞いた結果を図-3 に示す。整備計画がある市町村は岐阜県高山市のみであり、それ以外の市町村では整備の計画はなく、そのうちの 9 割以上が今後の整備意向もない。

整備計画がない理由については、「整備する必要性がない」という回答が半数を占めており、次いで、「整備費用や設置場所がない」が多くなっている。その他の理由では、「ドッグランを設置することで、犬の飼い主だけ得をするため市民サービスに不平等が発生する」、「運営管理が困難である」といったものがみられる。

以上より、公営のドッグラン整備は今後もあまり進展がないと推察される。

(4) ペットの糞尿処理について

家庭のトイレにペットの糞尿を流す実態の認知について聞いた結果、認知している市町村と、認知していない市町村の割合はほぼ同じであった。なお、実態を認知している場合の対応について「特に対応はしていない」が約 6 割、「広報誌などで処理の仕方を指導している」が約 3 割となっている。その他として、「問い合わせがあれば、ペットの糞尿を家庭のトイレへ流すよう指導している」という回答もあった。

特に対応をしていない理由については、図-4 に示すように「衛生上の問題はないと思われるから」が約 7 割と最も多く、次いで「下水道法などの法令規定があいまいだから」が約 2 割となっている。

廃棄物処理法第 6 条第一項・第三項によると、一般廃棄物（犬の糞も含む）の処理に関する計画を市町村が定めることになっている。しかし、下水道法ではペットの糞尿処理について明確な規定がないことから、ペットの糞尿処理に関する明確なルール（家庭や外出先での処理方法）が必要であるといえる。

(5) ペット飼育に関わる対応

各市町村の動物の保護管理体制やペット飼育者への対応について聞いた結果を図-7 に示す。「広報誌などで飼育マナーの改善について呼びかけをしている」という回答が多くなっており、各市町村では飼育マナーの向上に向けた努力がなされている。

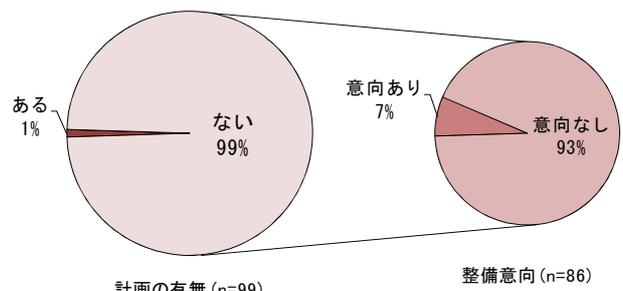


図-3 ドッグラン整備の意向

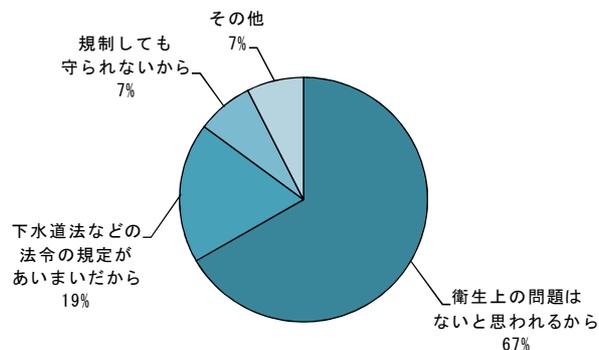


図-4 糞尿処理の実態を認知しているが対応していない理由 (n=27)

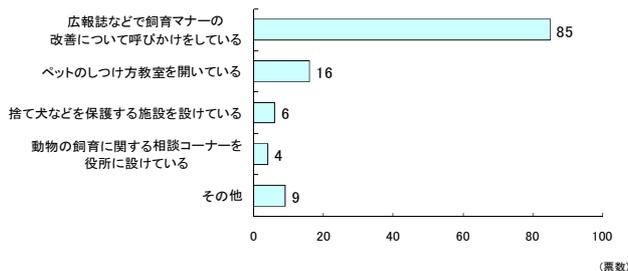


図-5 保護管理体制とペット飼育者への対応 (M. A)

3. おわりに

本研究では、ペット飼育を考慮した都市環境整備に関して東海三県の市町村を対象として意識調査を行った。その結果、ほとんどの市町村では、公営のドッグランの整備意向はないことが把握された。しかしながら、公営のドッグランの設置状況、整備計画・意向のある市町村をみると、都市部においてはある程度ドッグランの必要性が認識されつつあるといえる。

また、ペット（犬）同伴での公園利用やペットの糞尿処理について、現状の法令では明確な規定がないことから、それらペット飼育マナーに関わる法令の整備とともに、その周知と遵守化が重要であるといえる。

参考文献

1) 赤塚・嶋田・舟渡：ペット共存型都市環境に関する課題の検討,土木学会第 63 回年次学術講演会,pp671-672,2008
 2) 有限会社ドギーエンタープライズ・ジャパンホームページ：http://www.dogep.com/